

奈良県告示第七十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、平成二十一年五月二十五日次のとおり遊漁規則を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者		名称	住所
漁業権の免許番号	遊漁規則の施行の日	十津川村漁業協同組合	吉野郡十津川村重里
		室生漁業協同組合	宇陀市室生区三本松
奈内共第一号	奈内共第二号	奈内共第五十号	右同
	平成二十一年五月二十五日		